

山形県告示第 608 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 2 年 8 月 2 5 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
尾花沢市	計量法施行令 第 10 条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	令和 2 年 9 月 28 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	尾 花 沢 市 役 所 車 庫	一般社団法人 山形県計量協会
		同 月 29 日			
		同 月 30 日			
新庄市		同 年 11 月 24 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	新 庄 市 役 所 第 2 庁 舎	
		同 月 25 日			
		同 月 26 日			
天童市		同 年 12 月 2 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	干 布 公 民 館	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	津 山 公 民 館	
		同 月 3 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	高 橋 公 民 館	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	天 童 中 部 公 民 館	
		同 月 4 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		
	同 月 8 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	小 田 島 公 民 館		
東根市	同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	大 富 公 民 館		
	同 月 9 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	神 町 公 民 館		
	同 月 10 日	午前 10 時から 正午まで			
	同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	東 郷 公 民 館		
	同 月 11 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	東 根 市 役 所 (北 側 車 庫)		

山形県告示第 295 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 2 年 4 月 10 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
東根市	計量法施行令 第 10 条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	令和 2 年 6 月 1 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	神 町 公 民 館	一般社団法人 山形県計量協会
		同 月 2 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	小 田 島 公 民 館	
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	大 富 公 民 館	
		同 月 3 日	午前 10 時から 正午まで	神 町 公 民 館	
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	東 郷 公 民 館	
		同 月 4 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	東 根 市 役 所 (北 側 車 庫)	
天童市		同 月 10 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	干 布 公 民 館	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	津 山 公 民 館	
		同 月 11 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	高 橋 公 民 館	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	天 童 市 農 業 セ ン タ ー	
		同 月 12 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		
尾花沢市		同 月 17 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	尾 花 沢 市 役 所 車 庫	
		同 月 18 日			
		同 月 19 日			
新庄市		同 月 24 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	新 庄 市 役 所 第 2 庁 舎	
		同 月 25 日			
		同 月 26 日			

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称		
鶴岡市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	年7月1日	午前10時30分から 午前11時30分まで	由良コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会	
		同		午後1時から 午後2時まで	加茂コミュニティセンター		
		同		午後2時30分から 午後3時30分まで	湯野浜コミュニティセンター		
		同	月2日	午前9時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市農村センター		
		同	月3日	午前9時30分から 午後2時30分まで	出羽商工会本所		
		同	月6日	午前10時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市役所車庫棟		
		同	月7日	午前9時30分から 午後3時30分まで			
		同	月8日	午前9時30分から 午後3時30分まで			
		同	月9日	午前9時30分から 午後3時30分まで			
		同	月10日	午前9時30分から 午後2時30分まで			
		金山町	同	月14日	午前10時30分から 午後2時30分まで		金山町役場
		最上町	同	月15日	午前10時30分から 午後2時30分まで		最上町産業振興センター
		舟形町	同	月16日	午前10時30分から 午後2時30分まで		舟形町役場車庫
		真室川町	同	月17日	午前10時30分から 午後2時30分まで		真室川町中央公民館
大蔵村	同	月20日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館			
鮭川村	同	月21日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鮭川村役場 (西側車庫)			
戸沢村	同	月22日	午前10時30分から 午後2時30分まで	戸沢村役場			

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
村山市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	年8月4日	午前10時から 午後2時30分まで	甌葉プラザ (正面玄関前徳内広場)	一般社団法人 山形県計量協会
		同	月5日	午前10時から 午後2時30分まで		
		同	月6日	午前10時から 午前11時30分まで	袖崎地域市民センター	
		同		午後1時から 午後3時まで	勤労青少年ホーム	
庄内町		同	月19日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町役場立川支所 (北側車庫)	
		同	月20日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町余目第二公民館	
三川町		同	月21日	午前11時から 午後2時30分まで	三川町役場車庫	
大石田町		同	年9月7日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大石田町役場車庫	
鶴岡市		同	月14日	午前11時から 午後2時30分まで	羽黒体育センター	
		同	月15日	午前11時から 午後2時30分まで	藤島地域スクールバス車庫	
		同	月16日	午前11時から 午後2時30分まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫	
		同	月17日	午前11時から 午後2時30分まで	鶴岡市朝日庁舎	
	同	月24日	午後1時から 午後3時30分まで	鼠ヶ関公民館		
	同	月25日	午前9時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市温海庁舎		

山形県告示第 296 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 2 年 4 月 10 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機関 の名称
鶴岡市	計量法施行令第 10 条に規定す る非自動はか り、分銅及びお もり	令和 2 年 6 月 1 日から 同 年 12 月 18 日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器 の所在場所又は指定 定期検査機関が指定 する場所	一般社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				
大石田町				
金山町				
最上町				
舟形町				
真室川町				
大蔵村				
鮭川村				
戸沢村				
三川町				
庄内町				